





2007.3

新しい風、兵庫から

## 1 お知らせ

本年3月に規制対象地域の中で最も走行車両が多い国道43号線において、カメラ検査を一部自動化し、検査体制の充実を図りました。今後は立入検査等を強化し、違反事業者への的確な指導を行うこととしています。

## 【兵庫県条例による規制内容】

自動車NOx·PM法の排出基準に適合しない車で、車両総重量8トン以上の自動車(バスについては定員30人以上の大型バス)は、猶予期間を超えて、阪神東南部地域(神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)内を運行することができません。

なお、規制除外ケース、規制除外路線を定めるほか、特種自動車の一部は規制対象外としています。

# 2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

## (1)カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

年·月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16 . 10 ~ H18 . 6	887,004	126,196 (485)	39,853 (117)	86,343 (368)
H18 . 7	59,645	8,049 (74)	2,913 (16)	5,136( 58)
H18 . 8	38,314	6,518 (74)	1,563 ( 7)	4,955 ( 67)
H18 . 9	43,663	5,861 ( 75)	2,071 ( 17)	3,790 (58)
H18 . 10	55,655	6,820 (101)	2,461 ( 20)	4,359 (81)
H18 . 11	52,897	5,500 (108)	1,748( 32)	3,752 (76)
H18 . 12	34,834	5,220 (131)	1,772( 32)	3,448 (99)
H19 . 1	46,463	6,766 (157)	2,320 ( 37)	4,446 (120)
計	1,218,475	170,930 (1,205)	54,701 (278)	116,229 (927)
		100% (0.70%)	32.0% (0.16%)	68.0% (0.54%)

平成19年1月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は170,930台(県内54,701台、 県外116,229台)で、うち違反車両は1,205台(県内278台、県外927台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県で多く、4府県で全体の51%を占めています。また、種別では事業用が79%、自家用が21%となっています。

別表

カメラ検査(平成19年1月まで)において運行規制違反を確認した府県別台数							
府県名	事業用	白宝田	計	備考			
加乐石	争未用	自家用	āl	支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	197	81	278	神戸	125	65	2
			210	姫路	72	16	
岡山県	122	9	131				1
京都府	80	29	109				1
奈良県	56	40	96				3
大阪府	49	16	65	和泉	45	9	1
				大阪	4	7	
広島県	57	6	63	広島	29	2	2
	44	40	50	福山	28	4	
和歌山県	41	12	53				1
_滋賀県 愛媛県	36 34	16 5	52 39				1
复版尔	34	5	39	 久留米	13	3	1
				北九州	14	0	'
福岡県	34	4	38	福岡	6	0	
				筑豊	1	1	
三重県	31	4	35	2015年	'		2
<u>一手术</u> 香川県	31	2	33				
福井県	29	0	29				
徳島県	18	2	20				2
岐阜県	15	5	20				
島根県	11	1	12				
高知県	10	1	11				1
宮崎県	8	3	11				
鹿児島県	9	1	10				2
				静岡	2	3	
静岡県	6	4	10	沼津	2	1	2
				浜松	2	0	
山口県	8	1	9				
鳥取県	7	2	9				
石川県	8	0	8				
富山県	6	2	8				
佐賀県	7	0	7				
大分県	6	1	7				1
栃木県	6	0	6	宇都宮	5	0	3
加小木	0	0	0	栃木	1	0	
				三河	1	1	
愛知県	4	1	5	尾張小牧	1	0	
				名古屋	2	0	
千葉県	4	0	4	千葉	3	0	2
			-	袖ヶ浦	1	0	1
熊本県	4	0	4	1 3-45		_	
茨城県	4	0	4	土浦	3	0	
			,	水戸	1	0	4
長野県	2	2	4				1
福島県	3	0	3				
北海道	3	0	3	 長崎	4	0	
長崎県	2	0	2		1	0	
埼玉県	2	0	2				
新潟県	2	0	2	新潟 長岡	1	0	
宮城県	1	1	2				
群馬県	1	0	1				
計	954(79%)	251(21%)	1,205(100%)				32

#### (2)街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間:平成16年10月~平成19年2月

検査回数:102回

	検査車両	うち違反車両	
県内車両	238 (24.5%)	4 (0.4%)	
県外車両	732 (75.5%)	8 (0.8%)	
計	970 (100%)	12 (1.2%)	

違反車両の支局別の内訳は、神戸、 姫路、和歌山が2台、岡山、滋賀、 大阪、和泉、岐阜、徳島が各1台で、 事業用12台、自家用3台となってい ます。

## (3)立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間: 平成16年10月~平成19年2月

運送事業者	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	783	5,863 (100%)	326 (5.6%)	0 (0.0%)

荷主等	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	609	162 (100%)	7 (4.3%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

# 3 ディーゼル自動車等運行規制違反事業者への対応について

#### (1)条例に基づく報告徴収について

カメラ検査において違反した816事業者には、「警告文書」を送付して注意を喚起し、警告文書受け取り後も再び違反確認した事業者については、条例に基づく「報告徴収」を実施しました。

また、街頭検査における違反車両の運転者には、現場で警告書を交付するとともに、後日車両所有者にも警告書を送付し、今後の運行規制遵守の方策について報告書を求めました。

#### (2)行政処分について

カメラ検査で運行規制違反を確認し、運行規制を遵守するよう警告する一方、立入検査等を実施して指導を行ったにもかかわらず、その後も運行規制違反を繰り返している尼崎市内の事業者に対して、環境の保全と創造に関する条例第67条の3の規定に基づき、平成19年2月に行政処分(措置命令)を行いました。

なお、今回の措置命令は、運行規制開始後初めてであり、事業者に対し、阪神東南部地域を自動車NOx・PM法の排出基準を満たさない車で通行しないよう措置を講ずることを命令しました。

『止めよう温暖化! ~ ひょうごから あなたから ~ (ひょうご C O<sub>2</sub>削減推進事業)』

#### 1 事業目的

温暖化ガス排出量6%削減の目標である平成22年度に向けて、 排出量に占める割合の大きい産業部門、排出量の増加率の大き い民生家庭部門の取組を重点的に進めます。

そのため、平成19年度から3カ年「止めよう温暖化!~ひょうごから あなたから~」をキャッチフレーズに、県民、事業者、行政が一体となって一大キャンペーンを展開します。

#### 2 事業内容

#### (1) 産業部門での取組の推進

ア 排出抑制目標の更なる強化

県の温暖化ガス総排出量は、産業部門が全体の約7割を占めていることから、目標達成を確実な ものにするため、大規模事業者に対する指導等、産業部門における更なる対策の強化を行う。

イ 先導的な取組の公表

事業者が行った温暖化ガス排出抑制の先導的な取組について、県がホームページや広報媒体を活用して公表し、事業者の自主的な取組を促進する。

ウ CO<sub>3</sub>削減キャンペーンへの取組

CO₂削減キャンペーンへの積極的な参加の呼びかけを行い、キャンペーン期間中のエコオフィス運動などの自主的な取組状況について報告を求め、公表する。

#### (2) 民生(家庭)部門での取組の推進

ア 省エネ家電の普及に向けた家電量販店等との連携(協定の締結など) 兵庫県電機商業組合や家電量販店と連携し、省エネ家電の普及を推進する。

イ 省エネ家電フェア等の開催等を通じた啓発

環境にやさい1買物運動との連携、 省エネ家電フェアの開催、 地球温暖化防止活動推進員による省エネ行動の普及、 広報媒体を活用した啓発等

ウ レジ袋削減に向けた全県的な取組

容器包装リサイクル法の改正を受け、容器包装類の発生を抑制するため、事業者(スーパー等)、 消費者団体、行政が連携し、マイバッグ運動とあわせて、レジ袋の有料化などレジ袋削減を全県的 に推進する。また、スーパー等で徴収するレジ袋代の一部を県全体で積み立て、地球温暖化防止 活動やリサイクル推進の活動支援を行う基金創設を検討する。

#### (3) グリーンエネルギーの導入促進

ア BDFの導入促進

BDF(バイオディーゼル燃料)について検討会を設置し、廃食用油を回収し精製して製造するBDFの県内での利用促進を図る。

イ 潮流発電等未利用エネルギー利用の検討

グリーンエネルギーの導入を促進するため、検討会を設置し、潮流発電等未利用エネルギーの利用方策について検討を行う。

ウ 風況調査の実施

グリーンエネルギー10倍増作戦として位置付けている風力発電設備の積極的な導入に向けて、 兵庫県域の風況調査を実施する。

#### (4) 太陽光発電フェアの開催

太陽光発電設備の見本展示などを行う太陽光発電フェアを開催し、県民、事業者の太陽光発電に対する理解を深めるとともに、住宅用太陽光発電設備のより一層の普及を図る。

【問い合せ先】 大気課地球環境係 TEL 078-362-3284

発行/兵庫県健康生活部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078(362)9092 FAX:078(362)3966

H.P: http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html

E-mail:taikika@pref.hyogo.jp

発行日 / 平成19年3月26日

